

(外) 第21号
(防合同)
昭和63年10月19日

本部各部課長 殿
各警察署長

項目コード	L 0 1 0 1
保存期間	長 期
廃棄年月日	
担当係	指導係

三重県警察本部長

外勤警察官による高齢者保護活動等の推進要領の制定について(例規通達)

この度、外勤警察官による高齢者保護活動等の推進要領を別添のとおり定め、昭和63年11月1日から実施することとしたから誤りのないようにされたい。

別 添

1 趣旨

この要領は、外勤警察官がその勤務を通じて、管内の高齢者（おおむね65歳以上の者をいう。以下同じ。）の生活実態、要望・意見等を十分掌握し、それに応じたきめ細かな世話活動、その他の保護活動を推進するため必要な事項を定めるものとする。

2 高齢者の生活実態、要望・意見等の掌握

巡回連絡による訪問活動をはじめ、関係機関及び町内会、老人クラブ等の団体役員との連携など、あらゆる外勤警察活動を通じ、高齢者の居住、生活実態、各種要望・意見、社会参加活動の可能な高齢者の実態、それらの者の意思、能力等を掌握するとともに、他の行政機関、団体等が実施している社会参加活動や老人クラブ等の高齢者で組織している団体の結成状況、活動実態等についてもその掌握に努めるものとする。

3 世話活動等の推進

(1) 訪問による世話活動等の推進

警ら、巡回連絡等あらゆる外勤警察活動を通じて、高齢者の居住家庭を訪問し、高齢者が持っている悩みや不安感等を取り除くとともにその生活実態に応じて緊急時における連絡方法の教示、犯罪や事故の防止のための指導、その他関係機関や親族への連絡等各種の世話活動（以下「世話活動」という。）を推進するものとする。

(2) 独居高齢者等に対する訪問頻度の設定

高齢者のうち、一人暮らしの高齢者（以下「独居高齢者」という。）共に高齢者である夫婦、親子、兄弟、姉妹、他人同士等の二人暮らしの世帯（以下「高齢者世帯」という。）独居高齢者又は高齢者世帯には該当しないが特に世話活動を行うことが必要と認められる高齢者（以下「要世話高齢者」という。）（以下「独居高齢者等」という。）については、次の事項を勘案し、保護を行う必要の程度に応じて訪問の頻度を設定するなど、積極的な訪問による世話活動を推進するものとする。

ア 近親者等身寄りの居住地までの距離、所要時間、音信の状況

イ 災害等の発生時における危険回避能力

ウ 健康状態（持病の有無、程度等）

エ 痴ほう症等の有無及びその程度

オ 犯罪の被害を受けやすい要因

カ 過去における保護歴等

(3) 効率的な訪問の実施

世話活動の実施に当たっては、通常の巡回連絡実施計画と関連させた計画的な訪問を行うとともに、巡回連絡以外の諸活動を通じた随時訪問をも考慮するなど、効率的な訪問の実施に配慮するものとする。

4 各種街頭活動における保護措置の推進

一般的に高齢者は、肉体的機能や判断力が低下しているため、屋外等における単独行動の際には、交通事故、火災、水難等各種事故、事件に遭遇する危険性が高い、このため、警ら、警戒等のあらゆる外勤警察活動を通じ、現場における介護、高齢者に対する具体的な指導、助言更には、保護者、関係機関、団体等に対する、必要な連絡、指導を行うなどの確な保護措置を図るものとする。

5 困りごと相談等の適切な処理

高齢者からの困りごと相談や諸願届に対しては、相手の立場を思いやって親切に対応するとともに、特に何らかの措置を要すると認められる事項については、その内容を警察署の外勤幹部に報告させ、他の警察部門その他の関係機関と連携し、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

6 近隣協力者等の設定による応急の救護

独居高齢者等に係る事故、事件等の緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合には、通報、応急の救護措置等が講ぜられるよう、必要に応じて自治会役員、民生委員、独居高齢者等の近隣居住者等へ協力を依頼するよう配慮するものとする。

7 社会参加を促進するための基盤づくりの支援

高齢者の年齢、健康状態、生活実態等から社会参加することが望ましい高齢者に対しては、その者の意思等を勘案して、派出所、駐在所連絡協議会の構成員として委嘱するなどのほか、地域における防犯活動、交通安全活動等の社会奉仕活動、スポーツ、文化活動等積極的な社会参加活動を促進するための基盤づくりの支援にも配慮するものとする。

8 広報啓発活動の推進

(1) 高齢者に対する広報啓発活動の推進

高齢者向けの記事を登載した派出所・駐在所広報紙の発行に努めるほか、他の警察部門との連携により、高齢者が参加する防犯、交通教室等の各種会合へ外勤警察官を積極的に出席させ、身近な犯罪、交通事故等の予防対策、高齢者の地域活動事例等の紹介により、各種行事への参加を呼びかけるなど、広報啓発活動を積極的に推進するものとする。

(2) 地域住民に対する広報啓発活動の推進

派出所・駐在所広報紙、市町村の広報紙等あらゆる広報媒体を活用して、地域住民が高齢者の保護活動に進んで参加、協力する地域基盤を醸成するための啓発活動を推進するとともに、警察の推進する高齢者の保護活動等への理解と協力が図られるように努めるものとする。

9 施策の総合性への配慮

(1) 長寿社会総合対策委員会との関係

警察本部及び警察署における長寿社会総合対策委員会に外勤警察の意見を反映させるとともに、同委員会の方針に沿った高齢者保護活動の推進に努めるものとする。

(2) 外勤警察各活動単位相互の連携

所管区勤務員、警ら用無線自動車、通信指令室等外勤警察各活動単位相互の連携を強化し、

警ら用無線自動車勤務員の警ら活動を通じた独居高齢者等の異常の有無の確認、通信指令室への110番通報、困りごと相談等で受理した高齢者保護事案の所管区勤務員への通報を励行させるなど、外勤警察として一体的な高齢者保護活動の推進を図るものとする。

(3) 他の警察部門との連携

高齢者の保護に関し、他の警察部門への引き継ぎ、又は他の警察部門と共同で実施する必要がある事項については、積極的な情報交換を行い総合的に推進するものとする。

(4) 関係機関等との連携

各種施策及び活動の推進に当たっては、県、市町村等の関係機関のほか、民生委員、家庭奉仕員等高齢者の福祉活動に直接携わっている関係者や老人クラブ、婦人会、青年団等の関係団体と連絡会を開催し意見交換を行うなど、施策等の効果的な推進に努めるものとする。

10 高齢者保護活動等の管理

(1) 資料の管理等

外勤警察活動によって掌握した独居高齢者等に関する実態については、次の資料を巡連区ごとに作成して整備し、高齢者保護のため常に活用できるよう管理しておくものとする。

ア 整備すべき資料

(ア) 独居高齢者一覧表

独居高齢者は、独居高齢者一覧表（様式第1）に掲載して整備する。

(イ) 高齢者世帯一覧表

高齢者世帯は、高齢者世帯一覧表（様式第2）に掲載して整備する。

(ウ) 要世話高齢者一覧表

要世話高齢者は、要世話高齢者一覧表（様式第3）に掲載して整備する。

(エ) 要保護高齢者訪問カード

要保護高齢者訪問カード（様式第4）の要保護種別に該当する独居高齢者等については、当該カードに必要事項を掲載して整備する。

イ 資料の管理

独居高齢者一覧表、高齢者世帯一覧表、要世話高齢者一覧表及び要保護高齢者訪問カードの各資料は、派出所、駐在所ごとに高齢者保護関係書類を備え付け、編てつ保管するものとする。

(2) 活動状況の管理

外勤幹部は、独居高齢者等保護活動の実施状況等を常に把握、分析し、これに基づく活動の管理を行うものとする。この場合において、高齢者に対する保護活動等を永続的に推進するため、外勤警察活動の重点、高齢者に対する諸活動のうちの優先度等を勘案して、活動の計画を立てるものとする。

(3) 教養

外勤警察官に対し、高齢者に対する保護活動等の目的、重要性と外勤警察の果たすべき役

割等について認識を高めさせるとともに、事案別取扱要領、高齢者との対話要領、関係機関等の所掌事務と連携の在り方、活動上の留意事項等について、機会あるごとに具体的な教養を行い、その理解を深めさせるよう努めるものとする。

(4) 適正な実績評価と賞揚の実施

高齢者に対する保護活動等は地道な活動であるため、外勤警察官個々の活動実態を的確に把握し、適正な評価に努めるとともに、適時適切な賞揚を行い、活動に対する外勤警察官の意欲と士気の高揚に努めるものとする。

1 1 報告

- (1) 独居高齢者等に関する統計等を暦年ごとに様式第5から第7に従って作成することとする。ただし、昭和63年分については、昭和63年7月1日から12月31日までの統計等とする。
- (2) (1)により作成した様式第5から第7までの統計等をその翌年の1月31日までに、一括して報告すること。

様式第4

要 保 護 高 齢 者 訪 問 カ ー ド

案内簿番号		作成年月日		年	月	日	作成者
対象者	本籍						
	住所						
	職業					電話番号	
	世帯主 生年月日	年 月 日				性別	
緊急時の連絡先		住所 氏名 電話番号	本人との続柄				
保護奉仕体制	機関名	住所	氏名	電話番号			
	民生委員						
	老人家庭奉仕員						
	その他ボランティア						
	かかりつけの医師						
対象種別	独居高齢者	高齢者世帯	要世話高齢者				
要保護種別	<p>身寄りがない。 近隣に保護者がいない。 保護者に保護能力意思がない。</p> <p>隣人との付き合いがほとんどなく、孤独である。 犯罪の被害を受けやすい。</p> <p>隣人、友人等の出入りが多く、比較的朗らかである。</p> <p>災害等の発生時において災害を受けやすい。</p> <p>足が達者なため、外出をよくし、交通事故等の被害にかかるおそれがある。</p> <p>自炊をしているため、ガス等の使用により被害にかかるおそれがある。</p> <p>寝たきりであるが、身の回りのことは自分でできる。</p> <p>寝たきりのため、身の回りのことは、ホームヘルパー等に依頼している。</p> <p>持病があるため、時々医者にかかっている。</p> <p>老人性痴ほう症にかかっているため、行動に対する注意が必要である。</p> <p>孤独で引込み思案のため、気が滅入っている。</p> <p>その他</p> <p>()</p>						
警察等に対する要望事項							

(注) 1 対象種別、対象の状況欄には、該当事項にレ印を付する。
2 記事欄には、訪問時における特異事項を記載する。

(B4)

(表)

様式第 5

独 居 高 齢 者 等 調 査 表

警 察 署

	独 居 高 齢 者		高 齢 者 世 帯		要 世 話 高 齢 者 E	合 計	
	A	う ち 要 保 護 高 齢 者 B	C	う ち 要 保 護 高 齢 者 世 帯 D		独 居 高 齢 者 等 A + C + E	う ち 要 保 護 高 齢 者 等 B + D + E
男							
女							
計							

- (注) 1 人数を記入するものとする。
 2 「独居高齢者」とは、年齢65歳以上の一人暮らしの高齢者をいう。
 3 「高齢者世帯」とは、共に年齢65歳以上の夫婦、親子、兄弟姉妹、他人同士等の二人暮らしの世帯をいう。
 4 「要世話高齢者」とは、独居高齢者、高齢者世帯には該当しないが、特に保護を行うことが必要と認められる高齢者をいう。
 5 「要保護」とは、要領3の(2)の各号の事項を勘案して特に保護を行うことが必要である高齢者をいう。

(A 4)

様式第 6

訪 問 活 動 状 況

警 察 署

対 象 所管区別		独 居 高 齢 者		高 齢 者 世 帯		要 世 話 高 齢 者		合 計	
		対 象 数	訪 問 実 施 回 数	対 象 数	訪 問 実 施 回 数	対 象 数	訪 問 実 施 回 数	対 象 数	訪 問 実 施 回 数
派 出 所	家 庭 へ の 訪 問								
	電 話 訪 問								
	小 計								
駐 在 所	家 庭 へ の 訪 問								
	電 話 訪 問								
	小 計								
そ の 他	家 庭 へ の 訪 問								
	電 話 訪 問								
	小 計								
合 計	家 庭 へ の 訪 問								
	電 話 訪 問								
	小 計								

- (注) 1 「派出所」には、署所在地を含むものとする。
 2 「家庭への訪問」とは、家庭への訪問のほか、職場等へ出向いて面談した場合も含む。
 3 「電話訪問」とは、電話により異常の有無、指導、助言等を行った場合をいう。
 4 対象数の小計欄と様式第5に計上する数値とに矛盾が生じないように配慮すること。

(A 4)

保 護 活 動 報 告

警察署

年 月 日 扱

件 名	
取 扱 者	所属 階級 氏名 (歳)
概 要	
反 響	
備 考	

- (注) 1 概要欄は、六何の原則により簡潔にまとめ、被取扱者については、職業、氏名、年齢、性別を明らかにしておくこと。
- 2 反響欄は、当該活動の社会的反響があれば記載し、新聞記事等があれば添付すること。
- 3 備考欄は、上記以外に参考となる事項があれば記載すること。

(A 4)